HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	片野鴨池の生態系管理の歴史的変遷に関する分析
Author(s)	敷田, 麻実; 森重, 昌之; 田島, 愛子 他
Citation	江淳の久爾, 48, 86-95
Issue Date	2003-04-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/38341
Type	journal article
File Information	shikida-258.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

片野鴨池の生態系管理の歴史的変遷に関する分析

敷田麻実・森重昌之・田島愛子・大畑孝二

一、はじめに

石川県加賀市片野町に位置する「片野鴨池（以下「鴨池」という）」は、冬季にカモやガンなど約五、〇〇〇羽の水鳥が飛来する低湿地である。湿地は豊富な植物群落に被われているほか、その周囲の丘陵はアカマツやコナラ、タブノキなどが生い茂り、それだけで都市からの来訪者を魅了するほどの貴重な生態系である。鴨池は一九六九年に石川県天然記念物の指定を受け、一九九三年には越前加賀海岸国定公園第一種特別地域、国設片野鴨池鳥獣保護区特別保護地区に指定された。さらに、同年六月には「ラムサール条約」の登録湿地として認定された（大畑ほか 一九九八）。

鴨池は江戸時代初期から、夏は水田として、冬は水田に水を張ることで水鳥の飛来地として利用されてきた。この地域住民による水田の利用と水鳥の保護（休息場所の提供）の季節的な入れ替えは最近まで続いていた。そこには、農民にとっては水鳥の糞によって肥料代が節約できる、逆に水鳥にとっては落ち穂が餌になるという相互利益があった。

鴨池に飛来する水鳥は狩猟の対象にもなっていた。一六〇〇年代末から始まった「坂網猟」は、地元の大聖寺藩によって武士の鍛錬のために使われたが、明治時代以降は住民に開放され、当時と同じ猟法で現在も続けられている。しかし、カモの飛来数の減少と狩猟に対する経済的評価の低下などにより坂網猟師は減少している。最近は捕鴨数も年間三〇〇羽前後にまで減少し、戦後最盛期の三、〇〇〇～三、五〇〇羽に比べると規模の縮小は否めない。

一方、鴨池はバードウォッチングブームを経て、野鳥観察に適した場所として有名になり、冬季を中心に多数の来訪者が訪れる。一九八四年に開館した鴨池観察館では、日本野鳥の会のレンジャーが中心となり、来訪者への情報提供や解説、自然観察会が開催され、近年は環境教育の場としての評価も高まっている。

このように、住民生活に身近な生態系としての鴨池には、歴史的にさまざまな利用者が現れ、それぞれが鴨池と関わりを持ってきた。それは単なる鴨池の利用だけではなく、生態系を維持する努力も含めた利用者による積極的な関わりであった。このような鴨池の保全と利用、すなわち「管理」が坂網猟の開始とともに三〇〇年以上にわ

たって続けられてきた。しかし、江戸時代と比較すると、現在の鴨池の利用者は観光客も含めて多様化し、その利用形態もさまざまである。また、鴨池の生態系自身も変化し、近年の坂網猟師の減少や減反政策による水田の減少、周辺の里山を含む生態系の荒廃を経験している。つまり、鴨池では生態系や利用者の変化によって管理の内容が大きく変化してきたといえる。

ところが、こうした点について注意を引いた報告や研究はなく、むしろ江戸時代の鴨池の利用が「持続可能である」と評価し、それが現在まで連続的に受け継がれてきたとする説が多い(中村 一九九五、山下 一九九三)。また、ラムサール条約の登録時に主張された「生態系の持続可能な利用」も、内容は多少異なるが、こうした主張とあまり変わらない。

そこで本稿では、鴨池の生態系の保全と利用、つまり管理という視点から地域社会との関わりを振り返り、その歴史的な変遷を明らかにした上で、現在の鴨池の管理を評価した。そして、今後の鴨池の生態系管理に関する提案を試みた。

もちろん、筆者らは現在の鴨池の管理が持続可能でないと主張しているのではない。むしろ、干潟や湿地などの貴重な自然環境が破壊されている現代において、まがりなりにも湿地環境が保全されてきた鴨池は、例外的に「貴重な場所」と認められる。そこで、鴨池の管理が周辺の生態系や社会情勢の変化に晒されながらも、それに対応して今日まで続けられてきたしくみについて、その「秘訣」を解明することは重要である。そして、その経過に内包された要因は、同様の状況にある生態系の管理に関して重要な示唆を含んでいると考えられる。そこで、以下では時代を追ってその変化を分析した。

なお、本稿で用いる生態系の「管理」について解説を加えておきたい。例えば、呉(二〇〇〇)が「里山の自然空間に、市民が維持・管理作業の主体として関わる」と使用しているように、生態系の保全に関わる過程を「管理」としている例が多い。最近では、「エコシステムマネジメント(生態系管理)」と呼ばれる新しい概念が示されるようになり(柿澤 二〇〇〇)、今までの保全の概念からより進んだ「持続的に生態系を維持するしくみ」が注目されている。そこで本稿では、こうした生態系全体の保全と利用を秩序だてるエコシステムマネジメントを、「生態系の管理」もしくは「管理」として使用する。もちろんこの場合の管理は、生態系を思いのままにコントロールしたり、生態系自体を人為的に管理するという短絡的な意味ではない。むしろ、秋道(一九九九)が述べているような資源管理(resource management)とほぼ同義と考えてよいであろう。

また、本稿で使用している「生態系」とは、前述した「エコシステムマネジメント」(柿澤 二〇〇〇、Salwasser 一九九九)で用いられている定義である。それは、「生態系は地域の動植物やその生息環境も含めた系である」という従来の生態学的定義に加え、人間とその活動を含めた地域全体を含む系である。

二、鴨池の生態系の保全と利用の歴史的変化

それでは坂網猟開始以来の鴨池における生態系管理の歴史について、時間を追って整理していきたい。

(一) 江戸時代

鴨池で狩猟が始まったのは江戸時代の元禄年間(一六八八年～一七〇四年)とされている(見附 一九九九)。鴨池ではそれ以前の一六

七八年から、大聖寺藩が水抜き工事によって新田開発を進めており、すでにカモが飛来していたと考えられているが、当時はまだ狩猟の対象ではなかった。しかし、大聖寺藩士がカモの群をめがけ、魚を捕るためのタモ網を投げ上げた時にカモが捕れたことが契機となって「坂網猟」によるカモの捕獲が始まったと伝えられている。そして、大聖寺藩は鴨池への村民の立ち入りを禁止し、鍛錬のための坂網猟を武士だけに認めた(大畑 一九九七)。ただし、片野村(片野村は一八八九年四月町村制施行後より黒崎村、一九三〇年一月より橋立村、一九五二年六月より橋立町、一九五八年一月より加賀市片野町と変遷しているが、本稿ではわかりやすさを優先して、町村制施行までは「片野村」、それ以降、現在までは「片野町」と表記した)の住民によるカモの密猟は「天狗」と呼ばれ、大聖寺藩によって黙認されていたようである(宮本外男氏から聞き取り、二〇〇〇年一一月一八日)。もちろんそれは限定された範囲であって、もっぱら鴨池を管理していたのは大聖寺藩であった。

ここで重要なことは、大聖寺藩が鴨池を所有していたわけではないということである。鴨池の所有権は水田耕作を行っていた片野村の住民が持っていた。しかし、片野村の住民による利用は水田耕作に限られていた上に、大聖寺藩は片野村に対して住民の行為や財産処分を決定する強制力を持っていた。そのため、鴨池の生態系や資源は大聖寺藩の「行政権」によって直接、間接的に管理されていたと考えられる。実際、大聖寺藩は「河廻方」という役人に鴨池を巡回させ、坂網猟の障害となる坂場付近の間伐や枝打ちのための役人を派遣していた(見附 一九九五)。こうした大聖寺藩による鴨池の一元的な管理は生態系の管理にとっては理想的な状態である。なぜなら、管理者が複数存在して管理の権限を争ったり、コストを押しつけ合ったりして、管理がうまくいかないリスクを避けられるからである。

ところで、大聖寺藩と片野村の関係は一方的なだけではなく、両者の間には相利的関係も存在していた。例えば、大聖寺藩は片野村に対し、坂網猟の振興のために冬季に水田に水を張るよう命じた代償として、水田の賃料である「田地水溜料(藩札九〇〇目)」を支払い、租税の軽減措置を講じていたことがあげられる(牧野 一九八六)。このように、片野村には大聖寺藩から得られる利益によって、鴨池の持続可能な利用を心がけようとするインセンティブ(誘因)が生じていたと考えられる。

結果的に、①大聖寺藩という一元的な管理者の存在、②他の利用者のルール遵守を誘導する経済的インセンティブ、③坂網猟の捕獲選択性と非効率性が水鳥資源に決定的な打撃を与えなかったことによって、鴨池の管理は持続可能であった。それに加え、里山は猟場である坂場として手入れされ、鴨池周辺の里山と水鳥を含めた総合的な生態系管理が成立していた。

(二) 明治時代から第二次世界大戦まで

江戸時代の間続いていた大聖寺藩と片野村の相利的関係に変化が起こるのは、廃藩置県によって大聖寺藩が解体された明治時代初期である。

鴨池の生態系を管理していた大聖寺藩が廃止されたため、武士の鍛錬としての坂網猟はその役割を終え、武士以外の住民にも狩猟が解放された。管理者の大聖寺藩による生態系へのアクセス制限は廃藩とともに失われ、特に鴨池に飛来する水鳥に対して自由にアクセ

ス可能な状態になった。その結果、鴨池では一時的に管理者を失った状態が生じ、坂網猟師が急増したと考えられる。

しかし、猟場が限定されている坂網猟では、猟師が増加すると猟場の利用を巡って争いが起こるようになる。このような争いによって混乱が生じたため、一八七八年に飛鳥井清などが発起人となって江沼郡捕鴨組合(後の大聖寺捕鴨猟区協同組合。以下「捕鴨組合」という)が設立され(見附 一九九五)、水鳥の捕獲に関する規約などが決められた。これ以降、大聖寺藩が行っていた鴨池の管理は捕鴨組合による新たな管理体制へと移行した。すなわち、水鳥資源の利用に関して坂網猟師の支持を得た捕鴨組合が鴨池の管理権を持つに至った。

捕鴨組合の役割は規約の作成やその徹底ばかりではなく、江戸時代に大聖寺藩が片野村との間で保っていた相利的関係の継続や生態系の管理も含まれていた。大聖寺藩が行っていた優遇税制措置は、捕鴨組合が片野町から猟場として鴨池を借りる代わりに、片野町に賃貸料を支払う関係へと変化した。ただし、江戸時代に「天狗」と呼ばれる密猟者であった片野町の住民の一部も、正式な猟師として坂網猟に参加していたため、片野町の住民の中にもかなりの数の坂網猟師がいた。このように、捕鴨組合と片野町の関係は江戸時代と異なり、捕鴨組合が強力な権限を持っていたわけではなく、利害関係者である片野町と対等な相利的関係をつくり出し、それを下に鴨池を管理していたと考える方が適切である。

また、捕鴨組合は海岸方面からの飛砂による鴨池の縮小を防ぐため、鴨池西部に砂防林を造成するなど、生態系の管理も行っていた。この事業は一八七〇年以降、江沼郡役所から五〇円の補助を得て、大正時代初期まで続けられた(見附 一九九五)。このような捕鴨組合による鴨池の生態系への「働きかけ」は、他者に対するある種の意思表示となるので、鴨池の生態系や資源に対する組合の影響力を強化することにつながった。そして、強まった影響力は捕鴨組合の存在を確固たるものにしたと考えられる。

その管理は外部からの影響に対しては毅然としていたようで、陸軍金沢第九師団による鴨池周辺での発火演習の中止を求める嘆願なども行っていた(牧野 一九八六)。また、一九四七年から翌年にかけてGHQ第八軍司令官ウォーカー中将らが鴨池のカモを銃で撃つという事件が起こったが、敗戦直後であるにもかかわらず、当時の捕鴨組合理事長村田安太郎氏の交渉によって、GHQによる銃猟はそれ以降中止になったと言われている(見附 一九九五、今出豊正氏・東重次氏から聞き取り、二〇〇〇年一一月一八日)。

明治時代から第二次世界大戦後まで継続した捕鴨組合による管理は、捕鴨組合と片野町の住民という「地縁や集落組織による閉じた生態系管理」であり、鴨池の歴史にとってひとつの「時代」と考えることができる。また、鴨池の所有権が片野町の住民にありながら、捕鴨組合の管理権が優先し、それが継続できた理由として、①水鳥資源に関しては江戸時代から所有者以外が管理してきた実績とノウハウがあった、②明治時代にフリーアクセス資源となった鴨池の水鳥資源を巡る危機を関係者が経験し、管理の必要性を感ずる状況にあった、③新たな管理者となった捕鴨組合が鴨池の生態系の保全のために積極的に努力したことなどがあげられる。

(三) 第二次世界大戦後から坂網猟の衰退期まで

江戸時代から続いてきた坂網猟も、第二次世界大戦後は社会情勢

の激しい変化に晒される。本稿では、戦中の経過に関して十分な資料を入手することができなかったが、捕鴨組合の体制は維持されていたので、明治時代以降の鴨池の管理体制に極端な変化があったとは考えにくい。以下で、残されている公式の統計資料から坂網猟の変化を追ってみたい。

図－1に示すように、坂網猟に関わる猟師数(入猟者数)は一九五〇年代後半から一九六〇年代前半にピークを迎えた。しかし、それ以降一九七〇年代初頭にかけて入猟者数は減少し、その後も漸減しながら三〇名前後で推移している。このように、入猟者数の変化は高度経済成長期

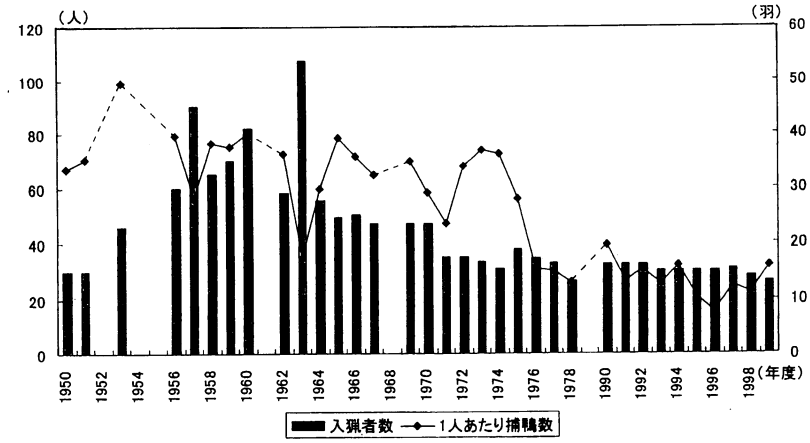


図-1　鴨池における入猟者数と一人あたり捕鴨数の推移

林野庁『狩猟統計』および環境庁『鳥獣関係統計』から作成

注）一九七九年から一九八九年の入猟者数のデータが信憑性に乏しいため割愛した。

をはさんで、増加する前期と減少する後期に分けられる。

まず、戦後に入猟者数が増加した理由として、収入源としての魅力が考えられる。特に、戦後は一四〇名もの猟師がいたという証言もあり(山本ほか 一九九九)、坂網猟の隆盛がわかる。また、当時はカモ一羽が四〇〇円で取り引きされており、同時期の月給が二、〇〇〇～五、〇〇〇円であったことを考えると、短時間の狩猟で良い収入源となっていた。坂網猟で得られた収入は冠婚葬祭の費用などに用いられていたと言われている(前出、宮本氏の聞き取り)。

しかし、その後高度経済成長期を迎え、入猟者数は減少に向かった。その原因について、現役猟師の山本幸次郎氏は、高度経済成長によって所得水準が高まり、坂網猟に頼らなくてもよくなったと述べている(山本幸次郎氏からの聞き取り、二〇〇一年一〇月六日)。また元猟師の二羽末雄氏は、坂網猟のために会社を早退することに対して勤務先の理解が得られなくなり、引退せざるを得なかったと、当時の状況を説明している(二羽末雄氏からの聞き取り、二〇〇〇年一〇月五日)。

一方、一人あたりの捕鴨数は一九五三年度の四九羽が最も多い。入猟者の多かった一九五七年度と一九六三年度を除くと、捕鴨数は一九七〇年代後半まで三五～四〇羽でほぼ一定していた(図－1)。しかし、その後は一人あたり一〇数羽で推移し、現在に至っている。この数は、宮本氏の証言(前出、宮本氏からの聞き取り)や現役猟師の小坂外喜雄氏の証言(小坂外喜雄氏からの聞き取り、二〇〇〇年一一月一八日)と一致する。

これらの結果から、鴨池への入猟者数が減少した時期(一九六〇年代)と、猟師一人あたりの捕鴨数が減少した時期(一九七〇年代以

降)がずれていることがわかる。一般に、坂網猟の衰退の原因として「対象とする資源」であるカモの飛来数の減少があげられることが多い。しかし、本稿で用いた資料から推察する限り、資源の減少→一人あたりの収穫の逓減→坂網猟で十分な収入が得られなくなる→坂網猟師が減少するという「狩猟衰退の通例」があてはまらない。つまり、カモの個体数の減少が坂網猟の衰退の主因とは考えにくい。

ところで、環境省日本野鳥の会の定期的な調査によると、カモを含む鴨池の水鳥の個体数は一九七九年度の約四五、〇〇〇羽から、二〇〇〇年度には約五、〇〇〇羽にまで減少している。生態系の変化として、その原因を明らかにすることは重要な課題である。

個体数が減少した原因として、まず周辺地域の銃猟禁止区域の拡大があげられる。これまで鴨池内は禁猟区、鴨池に隣接する里山は銃猟禁止区域、周辺地域は銃猟区に指定されていた。坂網猟と比べ、銃猟は遠くからでも獲物を得ることができ、水鳥にとって銃猟区は危険な場所である。例えば、鴨池の東一五キロメートルに位置する木場潟(石川県小松市)は周囲に広大な水田が広がり、水鳥の餌場として良好な環境であったが、以前は銃猟区であったため水鳥はほとんど飛来しなかった。しかし、一九九一年に木場潟が銃猟禁止区域になると、多数の水鳥の生息が確認されるようになった。同様の状況は北潟湖(福井県芦原町)などでも見られる。

また、鴨池周辺の水田の乾田化や休耕田化によって採餌環境が悪化したことも、水鳥の減少につながっている。江戸時代から、鴨池周辺の農家では冬季も水田に水を張り、水鳥の餌場や休息の場を確保してきた。しかし、減反政策や用水路の暗渠化によって鴨池周辺の餌場が減少し、水鳥の生息環境が大きく変化した。

同様に、片野町の住民が鴨池内で行っていた水田耕作も、減反政策の影響で減少の一途をたどった。一九六〇年頃には片野町の六五軒のうち六二軒が合計五九、七六八平方メートルの水田を保有していたとされているが、一九六七年頃から減少していった(前出、今出・東氏からの聞き取り)。鴨池の場合、一般的な農業後継者の不足という理由に加えて、①冬季に水田に水を張って池にするので、毎年春になると畦を再生しなければならない、②水田が深いため、農作業の機械化が進まないなどの事情もあった。鴨池内の水田耕作の衰退によって、片野町の住民は次第に鴨池との関わりが希薄になっていった。

さらに、鴨池近傍に北陸自動車道が開通したことが、カモの個体数減少の原因であるとする意見もある。宮本氏は一九七三年に開通した北陸自動車道によってカモの飛来ルートが変わり、かつて「名場」と呼ばれた坂場でカモがほとんど捕れなくなったと述べている(前出、宮本氏からの聞き取り)。北陸自動車道がどの程度影響を及ぼしたかについて、当時の環境アセスメント記録などの科学的な分析結果はないが、開通後の一九七五年頃から捕鴨数は明らかに減少しており(図-1)、何らかの因果関係が懸念される。

以上のような証言や記録などから判断する限り、坂網猟の衰退の原因は鴨池の生態系の変化というよりも、坂網猟師や片野町の住民を取り巻く社会情勢の変化と結論づけた方が自然であろう。それは、鴨池の生態系管理が地縁や集落組織といった内部の関係者やその条件だけでは進められなくなったことを意味している。実際、銃猟禁止区域の増加や減反政策、北陸自動車道の開通などといった社会情

勢の変化は、鴨池の管理者だけの力では解決できない。生態系の管理は生態系の状態の変化に負うところが大きいはずであるが、それ以上に生態系を利用する側の社会情勢が大きく影響することが、鴨池の生態系管理の歴史からわかる。

そして坂網猟の衰退は、鴨池の生態系管理にも大きな影響を及ぼした。例えば、坂網猟を行うためには猟場である里山の草刈りや樹木の刈り込みなどが必要であるが、坂網猟師の減少によって、これらの作業が十分に行き届かなくなっている。その結果、鴨池周辺の里山が荒廃しつつある。また、片野町の住民は水田耕作を放棄したが、依然としてその所有者であり、所有と利用の分離という問題が発生している。生態系管理の観点から、管理に関与することのできる権利を持った者がその生態系に関わる度合いが少ないと、管理がうまくいかなくなる可能性が高いという点を指摘しておきたい。

(四) 鴨池の非消費的利用の拡大

戦後、捕鴨組合と片野町の住民による鴨池の「閉じた生態系管理」に変化が起こるのは、鴨池に新たな利用者が現れた一九八〇年頃である。それまで、坂網猟師も片野町の住民も鴨池を直接的に利用し、果実を入手するという生産機能に価値を見出していた。しかし、新たに出現する利用者は「非利用価値」や「非消費的価値」に対する関心を持っていた。

最初に現れた利用者は、バードウォッチャーと観光客である。バードウォッチングは一九八〇年頃にはすでに鴨池周辺で行われていた（中村 一九九五）。バードウォッチングは鳥類保護を掲げているので、当初は坂網猟師にとって脅威と思われ、必ずしも好意的に受け入れられなかった。しかし、社会全体の「自然保護」の風潮を受けて、鴨池でもその人数が拡大していった。バードウォッチングは鴨池の生態系を直接利用するのではなく、むしろ大きな影響を与えないことに重点を置く非消費的利用という特徴を持っている。敷田（一九九八）の調査によれば、鴨池観察館の入場者の約三分の一が「バードウォッチングを目的とする」と答えている。

また観光については、鴨池観察館の来訪者のうち約三分の一が観光目的であった（敷田 一九九八）。そもそも鴨池観察館の建設の際に、観光客の訪問先の一つとして鴨池を「開発」したいという加賀市の意向があった。その背景には、鴨池は多くの水鳥が集まる場所であり、都市からの観光客を魅了する景観を持っているという、観光利用上の価値を認めていたことがあげられる。観光利用も不用意な開発行為を伴わなければ、生態系に大きな負荷を与えるリスクは少ない。その点で、バードウォッチングと同じく鴨池の生態系にとって好ましい利用であるに違いない。

さらに一九九〇年代に入ると、環境保全に対する関心の高まりを背景に、鴨池の「環境教育の場」としての利用が活発化した。加賀市内の小中学校によるこうした利用は活発である。また、「鴨池たんぼクラブ」による水田耕作は一九九六年に始まり、水鳥の給餌促進という形で生態系管理に参加しているほか、環境教育の機会にもなっている。

以上のように、坂網猟の縮小と水田耕作の衰退に並行して、鴨池にはバードウォッチャーや観光客、環境教育の参加者、さらには観光客を運ぶ業者、観光振興や環境教育の場づくりをめざす加賀市までが含まれるようになり、以前と比べてはるかに多様化している。

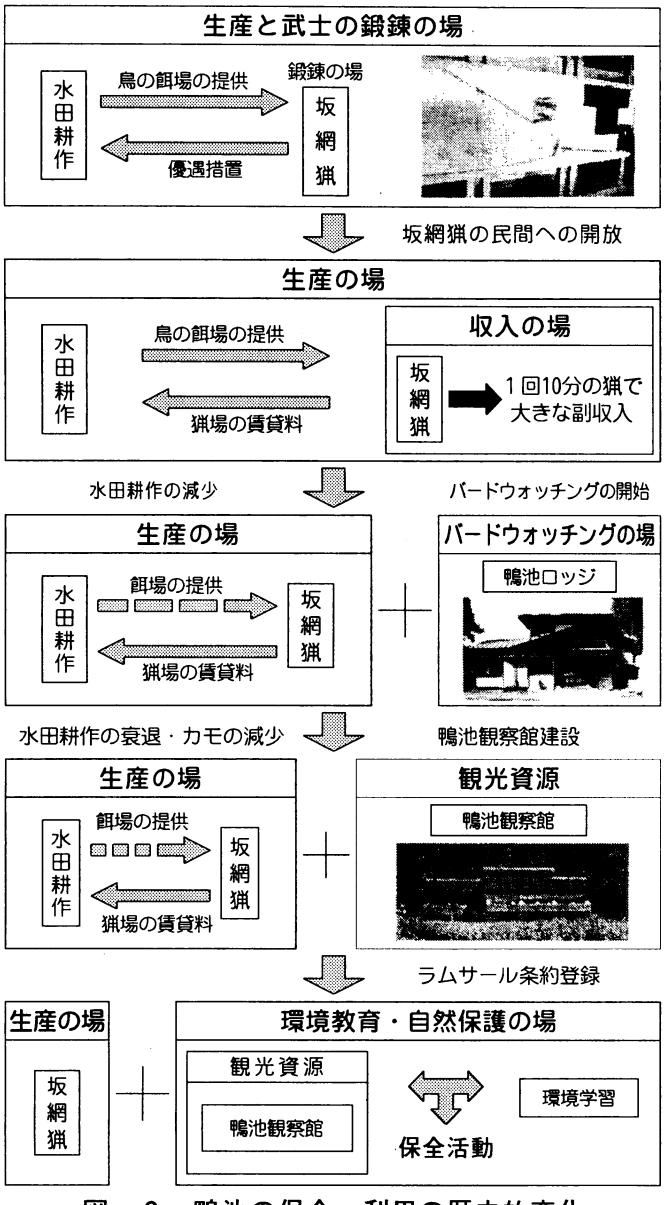
三、鴨池の生態系管理の変遷と今後の管理のあり方

これまで述べてきたように、鴨池では時代によって利用者が多様化しただけでなく、利用形態も次々と変化してきた。社会情勢の変化とともに、人々は鴨池に新たな価値を見出し、その価値を体験しようとする欲求や要望に応えるような利用が新たに発生した。また、利用者が特定できた坂網猟や水田耕作だけではなく、観光客のような不特定多数の利用者が出現したことも特筆すべきである。

鴨池の利用の歴史的変遷をまとめると図－2のようになる。まず江戸時代に、大聖寺藩の坂網猟と片野村による水田耕作が優遇措置と餌場の提供によって相利的関係を築き、「生産と武士の鍛錬の場」として利用が進められた。しかし、明治時代に入って大聖寺藩がなくなると、それに代わって利用者となった捕鴨組合（坂網猟師）と片野町の水田耕作による「生産の場」に変わっていく。この利用形態が戦後まで続くが、水田耕作の減少とバードウォッチングの台頭によって、鴨池は「生産の場」と「バードウォッチングの場」に変化した。

さらに、観光利用の開始と坂網猟や水田耕作の縮小によって、鴨池はわずかな「生産の場」と「観光資源の提供の場」となった。現在は坂網猟による「生産の場」と、「環境教育の場」、あるいは「自然保護の場」として認識されている。

こうした鴨池の利用の変化に合わせて、鴨池の生態系やその利用を規定する管理のあり方も変化していった。まず、江戸時代に大聖寺藩の「管理権による管理」がいったん完成した。その際に、大聖寺藩は一元的な管理を進めながら、所有者である片野村に対して経済的インセンティブを与えるという、地域との連携の上に持続可能なしくみを完成させた。



図－2　鴨池の保全・利用の歴史的変化

しかし、明治時代になると大聖寺藩の廃藩によってこの均衡が失われ、一時的混乱を経た後、捕鴨組合が坂網猟を管理し始めた。そして、捕鴨組合と水田耕作を続ける片野町の住民との利害の一致によって、鴨池の生態系や資源を維持していた(「利害関係者による管理」)。

戦後、社会情勢や生態系の変化が坂網猟の衰退と水田耕作の縮小をもたらし、「利害関係者による管理」は弱体化した。また、バードウォッチングや観光、環境教育など、従来と異なる不特定多数の地域外住民による利用の増加や非消費的利用の拡大によって、鴨池の利用状況は大きく変化した。もはや、利害関係者だけによる「閉じた管理」は利用者の多様化や新たな利用形態に対応できなくなった。その結果、現在の鴨池では従来の管理体制と利用者の乖離が起こっている。その上、鴨池に対する加賀市民の関心は、必ずしも高いとは言えない(小杉山 一九九九)。

それでは、こうした管理の危機に対してどのような解決を図ればよいであろうか。以前の大聖寺藩のような強力な管理者を再現して、鴨池の管理を再構築する選択肢があるかもしれない。あるいは、明治時代から戦後まで続いた捕鴨組合による管理体制の強化も考えられる。しかし、この二つの管理は農村社会の緊密な人間関係を前提にした管理であり、現代で再現しても地域の生態系を守ることはできないと、鬼頭(一九九九)が指摘している。また、地域外住民による不特定多数の利用を無視できないことからも、強力な単一の管理者による鴨池の生態系管理の可能性は低い。

現在の鴨池には、直接的に鴨池を利用する坂網猟師、非消費的に利用するバードウォッチャーや観光客、環境教育の参加者、そして地域振興のために間接的に利用する加賀市など、多くの利用者が存在する。今後はこうした利用者を受け入れるような「開かれた管理」が必要である。しかし、利用者に資源の利用機会を一方的に開放するだけでは、生態系を保全することができないので、管理の自律性も担保しなければならない。そこで、利用者による鴨池の利用機会をひととおり認めた上で、彼らを管理者として扱う「利用者による管理」が望ましいのではないか。この「利用者による管理」は単なる参加型管理であるという指摘があるかもしれない。しかし、利用者に等しく鴨池へのアクセス権を保証した上で、鴨池の生態系の利用だけでなく、保全も含めた「働きかけの度合い」に応じて管理に関する権限や発言権を認めていくという点で、単なる参加型管理とは異なる。この生態系の保全や利用に対する「働きかけの度合い」を考慮することによって、管理の自律性を高めることができると考えられる。その際、「利用者による管理」は不特定多数の地域外住民も含めた多様な利用者によって形成されなければならない。

鴨池の生態系は、「賢明な利用」が認められてラムサール条約の登録湿地になったが、今後も持続可能な利用を進める必要がある。そのためにも、生態系管理のしくみの再構築が求められている。江戸時代から三〇〇年以上続いてきた鴨池の生態系管理は、明治時代初期の危機を捕鴨組合の枠組みをつくることによって乗り越えてきた歴史を持つ。そこで、こうした管理システムの危機にある時こそ、これまでの鴨池の「知恵」を見直し、新たな管理を創造する必要がある。それは今までのような「閉じた管理」ではなく、「開かれた管理」であろう。そして、鴨池の過去の管理が地域との相利的関係に基づいていたように、将来に向けた持続可能な生態系管理も、地域社会

や経済との新たな関係を築く必要がある。その意味で、今後の鴨池の管理は地域や利用者間の関係を再構築することから始まるのではなかろうか。

〔付　記〕

本稿を作成するにあたり、山本幸次郎氏や小坂外喜雄氏ほか大聖寺捕鴨猟区協同組合の皆様、二羽末雄氏や今出豊正氏、東重次氏ほか片野町の皆様、元坂網猟師の宮本外男氏ほか多くの関係者にお世話になった。ここに記して感謝の意を表したい。

〔参考文献〕

- 秋道智彌編『自然はだれのものか』昭和堂、一九九九年
- 呉尚浩「都市近郊における里山保全の新たな展開と課題」『環境経済・政策学会年報』第五号、一六三―一七九頁、二〇〇〇年
- 柿澤宏昭『エコシステムマネジメント』築地書館、二〇〇〇年
- 鬼頭秀一編『環境の豊かさを求め―理念と運動―』昭和堂、一九九九年
- 小杉山晃一「観察館回顧録」加賀の文化編集委員会編『加賀の文化』第二号、一三―一四頁、一九九九年
- 牧野隆信「片野鴨池と坂網」『写真集―鴨池の鳥たち』能登印刷、七六―七八頁、一九八六年
- 見附裕史「鴨猟と坂網の民俗」加賀市教育委員会編『開館一〇周年記念誌　加賀市鴨池観察館』二四―二九頁、一九九五年
- 見附裕史「鴨猟と坂網の民俗」加賀の文化編集委員会編『加賀の文化』第二号、三〇―三五頁、一九九九年
- 中村玲子「鴨池とワイズユース」加賀市教育委員会編『開館一〇周年記念誌　加賀市鴨池観察館』一六―一八頁、一九九五年
- 大畑孝二「人と湿地の生きものたち」『ラムサールシンポジウム新潟一九九六報告書』一一二―一一三頁、一九九七年
- 大畑孝二・下野伝吉・丸谷聡「加賀市片野鴨池における休憩用人工物設置の水鳥類の利用について」『STRIX』第一六号、一二七―一三四頁、一九九八年
- Salwasser, H., Ecosystem management: A new perspective for national forests and grasslands, Jennifer, A. et al. eds, "Ecosystem Management" Taylor and Francis、八五―九六頁、一九九九年
- 敷田麻実「ラムサール条約湿地片野鴨池(石川県)における来訪者の特性　一般観光客とバードウォッチャーの比較から」『日本観光学会第七七回大会学会要旨集』三―四頁、一九九八年
- 山本幸次郎ほか「鴨池はいま…」加賀の文化編集委員会編『加賀の文化』第二号、一七―二七頁、一九九九年
- 山下弘文『ラムサール条約と日本の湿地―湿地の保護と共生への提言』信山社、一九九六年